

こ保運第 2359 号

令和元年 10 月 10 日

各保育施設等設置者 様  
施設長 様

横浜市こども青少年局  
保育・教育運営課長

### 台風 19 号への対応について（通知）

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

気象庁が 10 月 10 日（木）午前 9 時に発表した、台風 19 号の進路予想では、10 月 12 日（土）早朝から 13 日（日）にかけて関東地方への接近・上陸が見込まれ、本市においても、被害や交通への影響などが想定されます。

保育施設は保育の必要な児童を保育するための施設であるため、原則的には開所する必要がありますが、当該エリアへの避難勧告の発令、施設の被害等の理由により、児童を安全に保育できない状況も考えられることから、今回の台風 19 号への対応について、次のとおり通知しますので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

#### 1 台風 19 号接近時の対応

##### （1）10 月 12 日（土）の休園等の判断

消防士や医療従事者など、災害対応を求められる保護者の子の保育を確保する必要がありますので、原則として開園をお願いします。

但し、次のような理由により、児童を安全に保育できない状況がある場合は、園の判断により、休園や開所時間を短縮してください。

- ①避難勧告が発令されるなど、避難が必要な状況が迫っている
- ②建物が破損している
- ③保育従事者を複数人確保できない 等

※休園等とする場合は、登園予定者全員に説明を行い、理解を得たうえで、休園や開所時間の変更をしてください。

##### （2）保護者に対する登園自粛等の協力依頼

鉄道の計画運休や交通状況により、保育士確保が困難である場合は、保護者に対して登園自粛の協力や早めのお迎えの協力依頼を適宜行ってください。

##### （3）開所中の保育

ア 気象情報や避難情報等を収集し、各園の所在エリアに避難勧告（警戒レベル 3）が出された場合は、各園の避難確保計画で予め定めている場所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力をお願いします。

イ 保護者が災害対応業務への従事や交通機関の影響で、保護者がお迎えにこられない場合については、保護者のお迎えまで、児童を安全に預かることができる体制を確保してください。

##### （4）休日保育実施園における 10 月 13 日（日）・10 月 14 日（月・祝）の対応

上述の 10 月 12 日（土）の休園等の判断等と同様の対応をお願いします。

## 2 台風通過後の開所及び保育開始にあたっての対応

施設等の被害状況を確認し、安全な保育ができる環境を整えたいうで受け入れを開始してください。

## 3 園の被害状況の報告

児童の保育の確保状況を把握し、状況によっては対応策の検討を行う必要があるため、お手数をおかけして大変申し訳ありませんが、10月15日(火)午前9時までに、別紙様式を区こども家庭支援課へEメール又はファックスで提出をお願いします。

なお、建物被害により安全な保育環境が確保できないなど、15日以降の休園が必要な場合は、様式の提出とは別に、各区役所に電話にて連絡をしてください。

連絡先

こども青少年局保育・教育運営課

古賀、井上

電話 045-671-3564